

基本方向ごとの具体的な取組の状況（令和3年10月1日現在）

資料1

（第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画書 43頁～55頁参照）

↓◎新規・拡充実施、○継続実施、△検討中、□未定等

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
基本方向1: 子どもを安心して育てるための施策								
施策目標1 多様な子育て支援サービスの充実								
1. 保育の拡充	多様な保育ニーズに対応するため、保育の必要性の認定基準を踏まえつつ、受入児童数の弾力化を図りつつ、待機児童数ゼロを推進します。	○	○					こども育成課
2. 一時預かりの充実	子育て支援センター「すきっぷ」とふたば園の2か所において、一時的に保育が必要となった場合の支援策である一時預かり事業の充実を図るとともに、利用促進に努めます。 また、ひかり幼稚園とふたば園（1号認定・2号認定（教育））における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）を実施します。	○	○				R3は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部縮小しています。ただし、10月1日の緊急事態宣言解除後は、以降は通常の状態に戻しています。	こども育成課 健康増進課
3. 時間外保育の充実	多様な保育ニーズに対応するため、早朝や延長の時間外保育の充実を図ります。	○	○					こども育成課
4. 子育て短期支援事業と病児・病後児保育事業の充実	子どもの養育が困難になった場合の支援策として、近隣施設との連携を図りつつ、子育て短期支援事業の充実を図ります。 また、体調不良児の対応型保育に加えて、病後児保育の実施についても引き続き検討を進めます。	△	△					こども育成課
5. 放課後児童クラブの充実	放課後を過ごすための「生活の場」として、家庭的な雰囲気の中で、自主的・創造的に生活づくりをすることができるよう環境を整え、安心・安全な居場所の確保をしていきます。	○	○					こども育成課
6. ファミリー・サポート・センターの充実	援助を受けることを希望される方と援助を行うことを希望される方が相互に助け合う支援体制の充実を図ります。 また、ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発や各種研修を通じて、登録会員の維持・拡大を図ります。	○	○					こども育成課 健康増進課
施策目標2 子育てに関する相談支援と情報提供の充実								
1. 身近な地域での子育て支援の充実	子育てをしている母親の孤立・育児不安の軽減・解消に向けて、子育て支援センター「すきっぷ」（西地区）とふたば園子育て支援いちごルーム（東地区）を拠点として、施設開放、あそびのひろば等などを通じた交流促進・相談支援の充実を図ります。	○	○				R3は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部縮小しています。ただし、10月1日の緊急事態宣言解除後は、以降は通常の状態に戻しています。	こども育成課 健康増進課
2. 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の強化	子育て包括支援センター（基本型）を中心に、母子保健事業によるアウトリーチによる相談支援や利用者支援事業の充実を図ることで、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を強化します。	○	○				すくすく訪問（3・4か月健診受診までの乳児がいる家庭を対象に、保健師・社会福祉士・助産師・ベビーマッサージ講師等が計1～8回程度訪問）の実施。	健康増進課
3. 児童家庭相談窓口による相談対応	こども育成課が窓口となり、子育てや子どもに関するさまざまな相談について、庁内関係各課や関係機関等と連携して対応します。 また、子どもに関する家庭等から相談に応じ、子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭にもっとも効果的な援助体制を図ります。	○	○					こども育成課
4. 子育てに関する情報提供・情報発信の拡充	「豊能町子育て広場」などのホームページや広報をはじめとする多様な媒体、場・機会などを積極的かつ効果的に利活用することで、子育てに関する情報提供・情報発信に取り組みます。	○	○					こども育成課
施策目標3 子育て家庭の交流・つながりづくりの促進								
1. 身近な地域での交流の場の創出	民生委員児童委員が行う「ファミリーフェスタ」、社会福祉協議会と地区福祉委員会が行う子育てサロンを継続し、子育て中の親子と地域との交流を深めます。	○	○					こども育成課
2. 身近な地域での交流・つながりづくりの促進	子育て家庭が身近な地域で多様なつながりを持てるよう、自治会などの地縁組織やNPOなどのテーマ型組織、民間事業者といった地域の多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集える場づくりを進めます。	○	○					こども育成課

基本方向ごとの具体的な取組の状況（令和3年10月1日現在）

資料1

（第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画書 43頁～55頁参照）

↓◎新規・拡充実施、○継続実施、△検討中、□未定等

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
3. 保育所・幼稚園・こども園と地域の交流事業の充実	保育所・幼稚園・こども園において、地域ボランティアの方々による絵本の読み聞かせ活動や地域の方への園庭の開放など、地域の方と保育所・幼稚園児との定期的な交流事業の充実を図ります。	○	○				R3は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部縮小しています。ただし、10月1日の緊急事態宣言解除後は、以降は通常の状態に戻しています。	こども育成課

施策目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 「育児の日」の事業の推進	毎月19日の「育児の日」に妊娠期・子育て期・中高年期の幅広い世代を対象に事業を実施し、家庭や職場、地域などで子どもと子育てを応援する取り組みを促進します。	○	○					健康増進課
2. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの展開	豊能町男女共同参画プランに基づき、就労環境の整備や育児休業制度等の周知・啓発、働きやすい職場環境づくりに向けた事業所などへの働きかけなどに取り組みます。 また、男性の育児・家事への参画に向けた意識づくりや実践につながる講座の開催などにも取り組みます。	○	○					住民人権課 こども育成課
3. 女性の活躍の促進	町内で様々な環境にある女性が、自分本来の可能性を発揮できるよう、学び・気づきの場・機会を提供するとともに、自発的な取り組み・活動を支援することで、女性のエンパワーメントや暮らしの満足度の向上を図ります。	○	○					住民人権課 こども育成課

基本方向2：子どもが生きる力を育みすこやかに育つための支援

施策目標1 教育・保育の充実

① 就学前の教育・保育の充実

1. 乳幼児期における教育・保育の質の向上	生活や環境を通して、乳幼児期から児童期へと続く子どもの発達を見通し、育みたい資質・能力の三つの柱である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育むように努め、乳幼児期における教育・保育の充実を図っていきます。	○	○				R3は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部縮小しています。	こども育成課
2. 保育者の資質の向上	日常の課題や人権の尊重について定期的・継続的に体制づくりを進め、保育者が子どもや保護者とのより確かな信頼関係が築けるように専門性を高め、資質の向上を図ります。 また、幼児教育アドバイザーの育成を通じて、組織的かつ計画的なカリキュラムマネジメントと関連付けながら保育・教育内容の充実を図ります。	○	○					こども育成課
3. 家庭における教育力の向上	保護者の養育（子育て）する姿勢や力の発揮や安定した親子関係を支えるために家庭教育支援体制を構築し、保護者が自信と責任をもって家庭教育や適切な養育が行われるよう子育てや支援の取組を推進します。	○	○					こども育成課

② 学校教育の充実

1. 学力向上をめざした施策の充実	小中学校において学力向上プランを策定し、魅力ある授業の創造を図るとともに、個別指導やグループ指導、反復学習、習熟度に応じた指導に取り組みます。また、各学校に学力向上指導員を派遣し、学校内で学力向上の取り組みを支援します。	○	○					義務教育課
2. 学校支援地域本部事業の推進	地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図っていきます。	○	○					義務教育課
3. 開かれた学校づくりの推進	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みであるコミュニティ・スクール導入の検討を進め、今まで以上に地域とともにつくる学校づくりを推進します。	◎	○					義務教育課

基本方向ごとの具体的な取組の状況（令和3年10月1日現在）

資料1

（第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画書 43頁～55頁参照）

↓◎新規・拡充実施、○継続実施、△検討中、□未定等

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
4. 学校内外における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー、児童・生徒相談員、スクールソーシャルワーカー（学校社会福祉士）などを配置し、教育相談体制のさらなる充実を図ります。	◎	○					義務教育課
5. 児童・生徒のコミュニケーション力の育成	言語活動の充実や外国語に慣れ親しむ機会の充実、学校図書館の充実などコミュニケーション力の育成にかかる施策の充実に取り組んでいきます。	○	○					義務教育課
③ 保幼小中の連携								
1. 保幼小中の連携の充実	幼稚園、保育所、こども園と小学校の相互交流、相互理解に関する取り組みを進めます。また、小中連携の充実に向けて、小・中連絡会の充実を図るとともに、体験授業などの取り組みを進めます。	○	○				R3は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部縮小しています。	義務教育課 こども育成課
2. 保幼小中一貫教育の推進	0歳から15歳まで見通した保幼小中一貫教育のカリキュラムを作成し、指導の系統性、発展性を重視した取り組みを推進します。	○	○					義務教育課 こども育成課

施策目標2 親と子どもの健康の確保

① 各種検診・相談事業の実施

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
1. 妊婦健康診査の実施	妊婦の異常を早期に発見し、安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託して実施していきます。	○	○					健康増進課
2. 乳幼児健康診査の実施	発育、発達の日節目である生後4か月、1歳6か月、3歳6か月の時点で、身体発育、精神発達の面で、疾病や異常を早期に発見し、適切な訓練や保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施します。その他、乳児一般健康診査、乳児後期健康診査、乳幼児精密健康診査、経過観察健康診査、2歳6か月児歯科健康診査を実施します。	○	○					健康増進課
3. 乳幼児健康相談の実施	育児に関する心配事や不安の解決のため、保健師や管理栄養士による電話相談や来所相談を実施します。	○	○					健康増進課
4. 発達相談の実施	乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じた助言、指導のほか、障害の早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施します。	○	○				精神発達上に課題をもつ幼児を対象にかがやき相談教室で個別に専門家（ST、OT）による相談支援を実施。	健康増進課
5. 幼児対象の歯科健診等の実施	1歳6か月から就学前までの幼児を対象に、歯科健診やブラッシング指導等歯科個別指導を実施していきます。	○	○					健康増進課

② 各種訪問指導・支援等の実施

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
1. 妊妊娠届出及び母子健康手帳の交付	妊娠、産婦、乳幼児に対し一貫した母子保健対策を実施するための出発点として重要となる妊娠届出に基づき、母子健康手帳を交付するとともに、妊産婦及び乳幼児に関する保健・育児情報を提供します。	○	○				全数面接を行い、支援プラン作成。アセスメントシートを用いてリスク評価を実施。	健康増進課
2. 妊産婦訪問指導の実施	妊娠、出産に関しては、安心して妊娠中及び産後の生活が過ごせるよう支援するとともに、異常の早期発見に努め必要な検査や定期受診を勧奨していくため、保健師による訪問指導を実施します。また、必要に応じて、医療機関や関係機関へつなげることで、多職種での支援に取り組めます。	○	○				産婦訪問のみ実施。	健康増進課
3. 新生児家庭訪問指導の実施	訪問指導を希望する人には、母子の健康状態の把握や母親の育児相談に応じ、適切な保健指導、母子保健事業の説明を行うことで育児支援を図るため、保健師による訪問指導を実施します。	○	○					健康増進課
4. 生後4か月までの全戸訪問指導（こんには赤ちゃん事業）の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	○	○					健康増進課

基本方向ごとの具体的な取組の状況（令和3年10月1日現在）

資料1

（第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画書 43頁～55頁参照）

↓◎新規・拡充実施、○継続実施、△検討中、□未定等

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
5. 乳幼児訪問指導の実施	健診未受診児、要経過観察児、その他訪問が必要な乳幼児及び家族に対して家庭訪問を行い、発育・発達状況を確認、疾病予防、家族の育児相談に応じ、子どもが望ましい家庭環境のもと、すこやかに成長できるよう支援します。	○	○					健康増進課
6. 未熟児家庭訪問事業の実施	出生体重が2,500g未満の未熟児の家庭に保健師が訪問し、発達・発育支援を行います。	○	○				7. 産後ケアの実施（H31.4.1から）心身にケアが必要な産後4か月未満の乳児及び産婦に対して、協力医療機関に母子を日帰りもしくは宿泊させ、心身のケアと今後の育児に関する保健指導を行う。	健康増進課

③ 母子保健に関する各種教室・講座の実施

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
1. 健康教育の実施	妊産婦・乳幼児やその家族を対象に、健康の保持・増進、正しい知識の普及を目的に各種教室を開催します。 また、集団指導やグループワークなどを通じて、育児力を向上や親と子の仲間づくりのための自主グループの育成を行います。	○	×				コロナ禍で子育てサロンの開催がなかったため実施なし。	健康増進課
2. 妊婦教室（ぱぱママ教室）の実施	妊婦教室において、妊娠・出産・育児に関する「正しい知識」を学ぶとともに、調理実習や妊婦体操、呼吸法の実習等を行います。 また、教室では、先輩ママとの交流による出産・育児への不安の軽減を図るとともに、子育てのパートナーである父親が「共に育てる」という意識づくりや働きかけを行います。	○	○				内容に一部変更あり。	健康増進課
3. 育児教室（たんぽぽ教室）の実施	1歳6か月児健康診査や他の相談等から集団での保育による指導が必要と判断された幼児を対象に実施します。	○	○				2歳児のたんぽぽ教室（2歳6か月健診やその他の相談） 1歳児のつくし教室（1歳6か月健診やその他の相談）	健康増進課
4. 栄養改善事業の実施	身体の成長に必要な栄養補給のみならず、豊かな心を育むためにも重要な食生活ついて、対象児だけでなく、家族の食生活を見直す契機となる取り組みを実施します。	○	○					健康増進課

④ 小児医療の充実

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
1. 豊能広域こども急病センター等における小児救急医療の充実	豊能地域の夜間・休日の小児救急患者に対する初期救急診療体制の充実を図るため、豊能医療圏域（豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能町・能勢町）を対象とした「豊能広域こども急病センター」の充実を図ります。	○	○					健康増進課
2. 医療情報の提供と意識啓発	小児救急医療などに関する積極的かつ効果的な情報提供に取り組むとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制に関する理解を深め、最適な医療が受けられるように意識啓発を行います。	○	○					健康増進課
3. 医療費支援の充実	乳幼児から高校生までの入院・通院費の助成を行い、子育て世帯の医療費負担の軽減を図ります。	○	◎				所得制限を児童手当基準に合わせることで、子ども医療費の拡充を図った。	保険課

⑤ 食育・思春期保健の推進

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
1. 食育の推進	母子保健事業や保育所・幼稚園・こども園・小中学校の取り組みを通じて、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むための支援づくりを進めるとともに、子どものすこやかな心身の発達に向けた「食を営む力」を育成します。	□	□					義務教育課
2. 思春期保健の推進	子どもの発達段階に応じて、次代の親となる子どもや保護者を対象とした思春期保健を推進します。	□	□					義務教育課

基本方向3：子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

施策目標1 地域の子育て力・教育力の向上

基本方向ごとの具体的な取組の状況（令和3年10月1日現在）

資料1

（第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画書 43頁～55頁参照）

↓◎新規・拡充実施、○継続実施、△検討中、□未定等

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
1. 身近な地域での交流の場の創出	民生委員児童委員が行う「ファミリーフェスタ」、社会福祉協議会と地区福祉委員会が行う子育てサロンを継続し、子育て中の親子と地域との交流を深めます。	○	○					福祉課 健康増進課
2. 身近な地域での交流・つながりづくりの促進	子育て家庭が身近な地域で多様なつながりを持てるよう、自治会などの地縁組織やNPOなどのテーマ型組織、民間事業者といった地域の多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集える場づくりを進めます。	○	○					福祉課
3. 地域に根ざした重層的な学習環境づくりの推進	住民一人ひとりとはもとより、地域の多様な主体が、地域の自然・文化・歴史・施設・人材など、地域資源を積極的に活用した学習環境づくりを重層的に展開します。	○	○				R3については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部事業は中止しています。	生涯学習課
4. 青少年育成団体への支援	小学校区を中心に組織され、子どもたちの健全な育成をめざして地域のつながりや子どもたちとの交流の場づくりなどに取り組む青少年育成協議会の活動の活性化を図ります。	○	○				R3については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部事業は中止しています。	生涯学習課
5. 地域での活動・交流支援	青少年対策の一環として、子ども会や青少年指導員会等と連携し、「森と遊ぼう！」「土曜お楽しみ講座」「夏休みこども講座」など各種体験学習事業を実施し、地域での活動・交流支援に取り組みます。	○	○				R3については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部事業は中止しています。	生涯学習課
6. 学校支援地域本部事業の推進	地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図っていきます。	○	○					義務教育課
7. 開かれた学校づくりの推進	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みであるコミュニティ・スクール導入の検討を進め、今まで以上に地域とともにつくる学校づくりを推進します。	◎	○					義務教育課

施策目標2 ハードとソフトの両面による子育てのバリアフリー化の推進

1. 道路のバリアフリー化の推進	ベビーカーや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して通行できる道路の整備については、交差点等における歩道段差の切り下げ、路肩の改修や老朽化した路面の舗装等を計画的に進めます。	○	○					建設課
2. 公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設において、スロープや手すりの設置のほか、トイレ内のベビーシートや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設の整備を図ります。	○	○					各施設所管課
3. 子育てにおける交通環境の向上	「豊能町地域公共交通基本構想」に基づいて計画的に事業を実施していくことで、構想に記載した地域内及び広域的な公共交通ネットワークを実現させ、子育てにおける交通環境の向上を図ります。	○	△					建設課
4. 子育て中の家庭などに対する理解醸成の促進	広報紙やホームページなどの多様な媒体をはじめ、各種講座・研修会、各種団体の活動・行事等の多様な機会を通じて、子育て中の家庭への理解の促進と、助け合いの意識づくりに取り組みます。	◎	○					こども育成課

施策目標3 地域での子どもの安全の確保

1. 子どもの見守りの実施	地域の方々をはじめ、警察、PTAと連携し、小中学校の登下校時にパトロールを実施し、子どもの安全・安心を確保します。 また、毎月第3水曜日を「子ども見守りデー」に設定し、行政が実施している青色回転灯の搭載車両による集中パトロールをはじめ、各種団体による一体的な見守り活動を継続します。	○	○					義務教育課
---------------	--	---	---	--	--	--	--	-------

基本方向ごとの具体的な取組の状況（令和3年10月1日現在）

資料1

（第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画書 43頁～55頁参照）

↓◎新規・拡充実施、○継続実施、△検討中、□未定等

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
2. 子どもの交通安全対策の推進	「豊能町通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全を確保します。保護者、学校、警察、道路管理者等が連携し、危険個所の改善を図るなど、通学路の安全を確保します。	○	○					建設課 教育総務課
3. 安全・防犯などに関する情報発信の充実	子どもの安全や防犯など緊急を要する情報を配信するたんぽぽメールの充実を図ります。	○	○					総務課

施策目標4 地域における子どもの遊び場・居場所の確保・充実

1. 多分野と連携した子どもの居場所づくりの推進	自治会などの地縁組織やNPOなどのテーマ型組織、民間事業者といった地域の多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集える場づくりを進めます。 また、既存施設の有効活用などを図り、安全・安心な子どもの遊び場・居場所の確保に取り組みます。	□	□					義務教育課
2. 放課後子ども教室（わくわく教室）の充実	対象学年や定員を拡大し、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）との連携を図り、一体的な運営を実施していきます。	○	○					義務教育課
3. 学習の場の充実	公民館の学習スペースの設置等を通じて、子どもが自ら学ぶ場づくりを継続的に進めます。	○	○					義務教育課
4. 体験活動の充実	地域の協働や参画を得て、学校教育活動外で子どもが自然にふれあう場や夏休み子ども講座などを実施します。	○	○				R3については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一部事業は中止しています。	生涯学習課
5. 公園等の利活用	子どもが安心して公園を利用できるように、除草・植木剪定・遊具点検及び補修などを実施するとともに、自治会との連携・協働により公園等の美化を推進します。 また、大学等と連携し、健康増進等をテーマとした共同研究を行い、既存公園の有効活用に向けた検討を進めます。	○	○					都市計画課

基本方向4：配慮を必要とする子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援

施策目標1 児童虐待防止対策といじめ・体罰等への対策の充実

1. 児童虐待防止等に向けた取り組みの充実	要保護児童対策地域協議会の周知を図りながら、虐待の早期発見・早期対応などに向けた各関係機関の連携を強化します。また、個別ケース検討会を中心に、実情に合わせた支援により虐待に迅速かつ的確に対応していきます。	○	○				要保護児童対策地域協議会を核としたくん系機関の連携を進めます。	義務教育課 こども育成課
2. 児童虐待防止に向けた意識醸成と地域での見守りの推進	児童虐待防止推進月間のオレンジリボンキャンペーンなどを通じて、地域住民を対象に児童虐待防止に向けた周知啓発と意識づくりを進めます。 また、要保護児童対策地域協議会において各関係機関との連携を図り見守りを強化するとともに児童虐待未然防止のための取り組みを実施します。	○	○				講演会等を通じた啓発活動を継続します。	義務教育課 こども育成課
3. いじめ・体罰等の防止における関係機関の連携	いじめ・体罰等に関する各校・園所に相談窓口を設置するとともに、教職員への研修を実施し、未然防止に向けた取り組みを推進します。 また、「豊能町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを受けた児童・生徒の相談対応・ケアなど、総合的な対策に取り組みます。	○	○				関係機関との連携を進めます。	義務教育課 こども育成課

施策目標2 ひとり親家庭への総合的な自立支援の促進

1. ひとり親家庭への手当・医療費の助成	ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るために、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行います。	○	○				医療を適正に受けられるよう医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図った。	保険課 こども育成課
----------------------	--	---	---	--	--	--	--	---------------

基本方向ごとの具体的な取組の状況（令和3年10月1日現在）

資料1

（第2期豊能町子ども・子育て支援事業計画書 43頁～55頁参照）

↓◎新規・拡充実施、○継続実施、△検討中、□未定等

取組項目	内容	R2	R3	R4	R5	R6	備考欄	担当課
2. 就園支援・就学援助等による支援	要保護及び準要保護世帯や長期間休園する幼児の保護者等を対象にした保育料減免などの支援や、豊能町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱等による就学援助を行います。 また、保育所入所について、ひとり親家庭の乳幼児の優先的利用の調整を図ります。	○	○					教育総務課 こども育成課
3. ひとり親家庭の自立等に向けた相談支援の充実	母子自立支援員によるひとり親家庭などの相談をはじめ、生活や自立に向けて必要な相談支援の充実を図ります。また、関連する制度の周知や、関係課・関係機関との連携による情報提供を進めます。	◎	○				ひとり親家庭医療費助成制度について情報提供に努めた。	保険課 こども育成課

施策目標3 障害児への支援の充実

1. 療育・相談体制の充実	障害の早期発見や早期療育を専門職が連携して行うとともに、療育の基盤となる家庭への支援を行います。 また、障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援体制の整備やサービス提供体制の確保に向け、近隣市町等と連携しながら、児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。 さらに、医療的ケア児を支援するための関係機関による協議の場を設置します。 学校では、障害のある子ども一人ひとりに応じた適正な就学と自立促進に向けた相談支援を行います。	○	○					義務教育課 福祉課
2. 特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を行うとともに、障害の有無に関わらず共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備に努めます。 また、学校全体で障害のある児童・生徒を支援できるよう、発達の課題や指導方法等を理解するための研修の充実を図ります。 なお、学校卒業後の社会参加や自立促進の支援に向けて、進路の拡大や進路指導の充実にも努めます。	○	○					義務教育課
3. 障害児の理解と社会参加・交流の促進	学齢期から障害に対する正しい理解や認識を育てるため、学校における福祉教育の充実を図ります。また、障害のある人と地域の人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進します。	○	○					義務教育課 福祉課
4. 障害児に関わる人材の育成	ボランティア活動についての相談・紹介並びにボランティアグループへの支援・養成・育成を豊能町社会福祉協議会に委託し、点訳講習会、手話講習会、朗読講習会等により、人材の育成を図ります。	○	○					福祉課

施策目標4 子どもの貧困対策の推進

1. 子どもに視点を置いた切れ目のない支援の実施	子どもが健やかに成長し自立できるよう、大阪府と連携を図りつつ、子どもの生活状況に応じて切れ目なく子育て支援や学習支援などに取り組みを推進します。	○	○					義務教育課 こども育成課
2. 子育て家庭への支援の実施	安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、大阪府と連携を図りつつ、生活困窮者自立支援制度やひとり親家庭への支援などの取り組みを推進します。	○	○					義務教育課 こども育成課